

信楽高原都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更に関する

公聴会開催のお知らせ

滋賀県では、信楽高原都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、マスタープラン）の変更案の策定作業を進めてきました。

この度、その案がまとまりましたので、今回変更する信楽高原都市計画区域内の市（甲賀市）にお住まいのみなさまにお示しするとともに、広く御意見等をお聴きするため、次のとおり、滋賀県都市計画公聴会規則に基づいて公聴会を開催します。

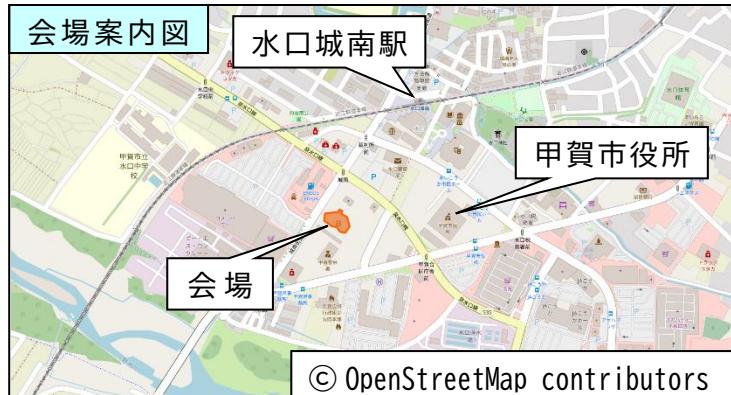
公聴会の開催

◇公聴会の日時

令和8年2月20日（金）
午後4時から

◇公聴会の開催場所

甲賀市まちづくり活動センターまるーむ
多目的室2
甲賀市水口町水口6009番地1
TEL：0748-70-2595



◇公聴会で意見を述べたい方

本公聴会では、信楽高原都市計画区域内の市（甲賀市）に住所を有している方が、公述人として意見を述べることができます。なお、公述意見は、公共・公益的見地からお願いします。

◇公述人となることを希望される方

公述人となることを希望される方は、公述申出書（住所、氏名、年齢、電話番号ならびに述べようとする意見の要旨を書いた書面）を、下記の公述申出書提出先一覧表に記載してあるところへ提出してください。なお、公述申出書の用紙は、提出先に配置していますとともに、県のホームページよりダウンロード可能です。

▲公述申出書提出先一覧表▲

公述申出書提出先	所在地	連絡先
滋賀県土木交通部都市計画課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号	077-528-4182
甲賀市建設部都市計画課	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2203

マスタープランの変更案を示す図書は、上記提出先一覧表の場所で、令和8年2月3日（火）～令和8年2月13日（金）まで閲覧できます。また、県都市計画課のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19786.html>）でも同じ期間で公開しています。

◇公述申出書の提出期限

公述申出書の提出期間は、令和8年2月3日（火）～令和8年2月13日（金）までです。なお郵送による場合は、この期間に公述書提出先に到達したものに限ります。

◇公述人の選定

公聴会は、開催時間その他に制約がありますので、公述の申し出をされた方すべてに公述していただけない場合もあります。その場合、公述の申し出をされた方などの中から知事が選定し、公述をお願いすることになります。

◇公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場においてください。

ただし席の数に限りがありますので先着順となります。満員の時はお断りすることがありますので、あらかじめ御了承願います。（駐車場の関係上、できるだけ電車・バス等で御来場ください。）

◇公聴会についてのお問い合わせ

公聴会については、滋賀県土木交通部都市計画課、あるいは、お住まいの市役所（表面の「公述申出書提出先一覧表」参照）にお問い合わせください。

※公述申出がない場合は、公聴会を中止します。なお、公聴会の中止については、令和8年2月16日（月）以降に、県都市計画課のホームページ（上記アドレス同じ）でお知らせします。

都市計画の決定の手続き

「マスタープラン」は、次のような手続きにより決定されます。

